

# 世界の医療制度

11

## スイス編



ヨーロッパの中でも非常に清潔で、高い生活水準を誇るスイスは、高水準の医療設備が完備していることでも知られています。この国では、患者と深い信頼関係を持つホームドクター制をとっていることが大きな特色です。

ホームドクターは入院施設を持たない総合医で、治療もしますが、自ら紹介した専門医の治療や外科手術にも立会います。それほどまでに患者と密接な関係にあるというところに他なりません。夜間の救急病院や24時間開業している常時開設診療所を除いて、ホームドクターも完全予約制です。そのため患者はほとんど待たされることはありませんが、医師はわざわざ待合室に向向いて患者さんに挨拶をし、診察室まで案内します。

これはホームドクターに限らず専門

医も同様で、患者が医師に対して深い信頼感を寄せているのは、このような医師の振舞いにあるようです。さらに、かかりつけのホームドクターが休診の場合でも、病院に連絡すれば代わりの医師が対応するシステムになっています。

### 医療保険は民間会社が代行

スイスの医療保険制度は、日本のように国家が運営する制度でないため、国民は民間の医療保険に加入しなければならず、最低限の基本保険加入が法律で義務付けられています。医療保険は掛け金によって、入院中の病室を個室にするか、2人部屋にするか、一般病棟(6人部屋)にするかなどでサービスの給付内容が異なります。

例えば出産ですが、基本保険では産前7回と産後1回の医師または助産師による検診、本人が属する州の州立病院での出産と共同部屋での入院、1000スイスフラン(約8700円)の出産準備講習と授乳講習(3回)が給付になります。しかし、出産に主治医の立会いを求めると、私立病院での出産となるため、その特約給付のある保険に加入することが必要です。

大学病院などは厳しい経費節減が要

求され人手不足の状況下にあるため、私立病院を頼りにしなければならぬことが多いのですが、それにはより高額の保険料を支払う必要があります。民間の医療保険は一般的に、高齢者ほど掛け金が高くなるのが普通ですが、スイスではさらに男性よりも女性のほうが高い傾向がみられます。

診察料や薬代は、自宅に請求書が届き、銀行振込みで支払います。その後、保険会社に請求をし、払戻しを受けます。しかし、保険には被保険者が一定以上の医療費を支払ってはじめて対象となる免責金額が設定されていて、被保険者は免責金額を越えた場合のみ90%の還付が認められます。免責金額は年間2300〜15000スイスフラン(約2万円〜13万1000円)の幅があります。

免責金額が小さいほど保険料が高くなるので、持病のある人は別として通常は免責金額が最も高く、保険料が最も安い1500スイスフランの設定を選ぶ人が多いようです。

そして、スイス人が「なるべく医者にかからないようにしているのは、医療が『お金次第』という側面があることも否めません。

片野 優

(ジャーナリスト・在ヨーロッパ)